

農地中間管理事業に係る利害関係人の意見聴取

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第3項の規定による利害関係人の意見聴取のため、公衆の縦覧に供する。

なお、当該土地に係る利害関係人は、当該土地の利用権の設定等について、縦覧期間の満了の日までに高知県農業公社理事長に対して、意見書を提出することができる。

令和 8 年10 月16 日

農地中間管理機構
公益財団法人高知県農業公社

1 農用地利用集積等促進計画の概要

申請年度・番号		賃借権の設定をする農用地	地番	設定期間
8年	第 16 号	香南市 吉川町吉原 字 黒崎	1204-1	5年
		香南市 吉川町吉原 字 黒崎	1204-2	
		香南市 吉川町吉原 字 半成	1445-1	
		香南市 香我美町山北 字 イノ尻	3474	

2 縦覧期間・方法

令和8年10月16日(金)から令和8年10月23日(金)まで
機構ホームページに掲載

3 意見聴取の期間・提出方法

縦覧の期間中
郵送(書留郵便、配達記録便に準じるもの)または持参とし縦覧期間満了日までに必着のこと

4 意見書の提出先

780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52
公益財団法人高知県農業公社

5 意見聴取の対象となる利害関係人

利害関係人とは、機構が賃借権の設定等を行う農用地等のある地区(大字、集落)において、借受等を希望する者及び当該地区の実情を熟知する者(集落の代表者等)のことをいいます。